

令和8年第2回定例会(6月)議決結果

第2回定例会が令和8年6月11日から22日までの12日間の会期で開催されました。条例、補正予算など25議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条例】

●芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(一部修正可決 満場一致)

監査委員などの報酬額を見直すため、条例の一部を改正するものです。

なお、別表第1中「966,100円」を「919,200円」に、「641,500円」を「458,800円」に修正するとともに、附則についても「この条例は、公布の日から施行し、改正後の芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。」に修正されました。

●芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づくシステムの標準化の実施に伴い、地方税に係る事務に関する証明書の名称を改めるほか、所要の規定整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

●芦屋町印鑑条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

「出入国管理及び難民認定法」及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」の改正に伴い、印鑑登録証明書の発行を個人番号カードだけでなく、個人番号カードの機能が付加された在留カードや特別永住者証明書でも行えるよう条例の一部を改正するものです。

【予算】

●令和8年度芦屋町一般会計補正予算(第1号)

(可決 賛成多数)

歳入歳出それぞれ、4,800万円の増額補正を行うものです。

歳入＝ 町有地法面崩落対策工事(大君)の財源として緊急自然災害防止対策事業債を計上したほか、公費医療費助成システム改修業務委託の財源として地域診療情報連携推進費補助金を計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上するものです。

歳出＝ 令和7年8月大雨時における、山鹿地区の詳細な浸水被害の状況、その時系列推

移等を明らかにするため、山鹿地区内水浸水想定解析業務委託を計上したほか、町有地法面崩落対策工事(大君)に係る費用等を計上しています。

また、GIS データ包括更新事業について、一部更新データの入手時期が令和9年3月となり、統合型 GIS へのデータ登録が令和8年度中に完了しない見込みのため、繰越明許費を追加するものです。

【契約】

●芦屋港ポートパーク交流エリア整備工事(電気設備)請負契約の締結

(可決 賛成多数)

芦屋港ポートパーク交流エリア整備工事(電気設備)について、請負契約を締結します。

●城山公園法面整備工事(唐戸側)請負契約の締結

(可決 満場一致)

城山公園法面整備工事(唐戸側)について、請負契約を締結します。

●移動式排水ポンプ等購入契約の締結

(可決 満場一致)

移動式排水ポンプ等について、購入契約を締結します。

●タウンバス中型車両購入契約の締結

(可決 満場一致)

タウンバス中型車両について、購入契約を締結します。

【人事】

●芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、再度、縄田孝志氏を選任します。

氏 名 縄田 孝志
生年月日 昭和 33 年 11 月 21 日
住 所 芦屋町大字山鹿

●人権擁護委員の候補者の推薦

(同意 満場一致)

現委員の任期満了に伴い、再度、松田義春氏を推薦します。

氏 名 松田 義春
生年月日 昭和 28 年 3 月 1 日
住 所 芦屋町山鹿

●芦屋町農業委員会委員の任命

新たに下記8名を選任します。

(同意 満場一致)

①氏 名 安高 澄夫
生年月日 昭和 28 年 5 月 28 日
住 所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

③氏 名 入江 一博
生年月日 昭和 43 年 1 月 2 日
住 所 芦屋町大字山鹿

(同意 満場一致)

⑤氏 名 重岡 清麿
生年月日 昭和 61 年 3 月 15 日
住 所 芦屋町大字山鹿

(同意 満場一致)

⑦氏 名 本田 勝人
生年月日 昭和 25 年 5 月 1 日
住 所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

②氏 名 安高 寿倫
生年月日 昭和 56 年 12 月 20 日
住 所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

④氏 名 木原 教茂
生年月日 昭和 55 年 4 月 12 日
住 所 芦屋町大字芦屋

(同意 満場一致)

⑥氏 名 中野 則幸
生年月日 昭和 37 年 7 月 26 日
住 所 芦屋町大字山鹿

(同意 満場一致)

⑧氏 名 重留 瑠璃
生年月日 昭和 56 年 10 月 5 日
住 所 芦屋町船頭町

【その他】

●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、「芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定」を「地方自治法」第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

●専決処分事項の承認

(承認 賛成多数)

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、「芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」を「地方自治法」第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

【決議】

●観光施策の推進に関する決議

(可決 満場一致)

持続可能で戦略的な観光振興施策への転換を図るよう強く求める決議です。

※決議の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【報告】

●令和7年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

庁舎非常用電源整備事業、西祇園橋架け替え事業ほか 11 事業費を翌年度に繰り越したため、「地方自治法施行令」第 146 条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

●令和7年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告

1階スタンド改修工事、競走水面浄化設備整備工事及び1階スタンド改修工事監理委託の各事業費を翌年度に繰り越したため、「地方公営企業法」第 26 条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。

●令和7年度芦屋町公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告

西祇園橋圧送管整備工事について、継続費の繰越額が決定したため、「地方公営企業法施行令」第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、継続費繰越計算書を調製し、報告するものです。

●令和7年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告

下水道事業事務委託要求水準書等作成業務委託、雨水管調査業務委託の各事業費を翌年度に繰り越したため、「地方公営企業法」第 26 条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものです。